

福知山線列車脱線事故調査に係る情報漏洩等について

1.国土交通大臣会見及び運輸安全委員会会見(平成21年9月25日)

(1) 情報漏洩等の概要

航空・鉄道事故調査委員会(当時)での福知山線列車脱線事故調査において、同委員会の山口浩一元委員が、JR西日本山崎前社長の働きかけにより、

- ・調査状況の情報とともに報告書案を前社長へ提供し、
- ・同委員会において報告書案の修正を求める発言をした
(同発言は取り入れられなかった)

ことが明らかとなった。

(2) 再発防止について

倫理等に関する申し合わせの決定

以下の申し合わせを運輸安全委員会において決定した。

運輸安全委員会の委員長及び委員の倫理に関する申し
合わせ ... 2頁

運輸安全委員会の委員等の職務従事の制限に関する申
し合わせ ... 3頁

秘密保持義務に係る規定の強化

現行の運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)では、委員の秘密保持義務を規定しているが(第12条第1項)これを強化するべく今後検討する。

なお、上記会見内容の他、JR西日本鈴木東京本部副本部長から佐藤泰生元委員に対し、情報提供の働きかけがあったことが明らかとなっている。

運輸安全委員会の委員長及び委員の倫理に関する申し合わせ

目的

国会の同意を必要とする職である委員長及び委員が、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とし、職務に係る倫理の保持に資するためこの申し合わせを行う。

倫理原則

- 1 国民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公正な職務の執行に当たること。
- 2 その職務や地位を私的利益のために用いないこと。
- 3 権限の行使に当たっては、その対象となる者から贈与等を受ける等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

贈与等の報告

運輸安全委員会設置法第8条第4項第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する事業者、営業者及び事業者団体等（以下「事業者等」という。）から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払いを受けたときであって、当該贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額が1件につき5千円を超えるときは、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を委員長に提出すること。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその基
因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

禁止行為

次に掲げる行為を行わないこと。

- (1) 事故等調査中の事業者等（以下「利害関係者」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付けを受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償の役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行をすること。
- (9) 利害関係者と個別に会うこと。

平成21年9月24日
運輸安全委員会決定

運輸安全委員会の委員等の職務従事の制限に関する申し合わせ

委員長、委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する場合の委員等の事故等調査への従事の制限については、この申し合わせによる。

原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する場合とは、以下の場合及びこれに準じる場合が当たる。

- (1) 委員等が自家用機、自家用船舶等の所有者である場合に、当該機等が事故等を起こした場合
- (2) 事故等に関連した操縦者等が委員等の四親等以内の近親者である場合
- (3) 委員等が事故等を起こした会社と取引上密接な関係のある会社の役員である場合
- (4) 委員等が事故等の原因に関係があるおそれのある者と頻繁にゴルフ、飲食をするなど緊密な交友関係がある場合

委員等の職務従事の制限に関する手続きは以下のとおりとする。

- (1) 原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する委員等は、その旨を委員長に申し出て、職務従事の制限を受けるものとする。
- (2) 委員等が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有する可能性があると考えられる場合（委員会の会議における発言内容等から密接な関係を有する可能性があると考えられる場合を含む。）は、委員等及び事務局職員はその旨を委員長（委員長が該当する場合は委員長代理）に申し出るものとする。
- (3) この場合、委員長は総合部会を開催し、当該委員等が原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有するか否かについて検討することとする。また、委員長は必要があると認める場合は、総合部会における検討が終了するまでの間、当該委員等の委員会の会議への参加を停止することができるものとする。
- (4) 総合部会において、原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認められたときは、当該委員等の当該事故等の調査等の職務従事を制限することとする。

2. 国土交通大臣がJR西日本に対し報告の命令（9月28日）

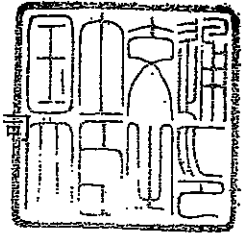
9月28日午後4時に、前原国土交通大臣がJR西日本佐々木社長を本省に呼び、鉄道事業法第55条第1項に基づき、
働きかけの状況に関する実態調査の結果
の結果を踏まえた再発防止策等の改善措置
について、早急に文書により報告するよう、命令書を手交。

また、その際、同社長に対して、福知山線列車脱線事故によるご遺族や被害にあわれた方のご心情を察すると言語道断であり、また、日々鉄道をご利用されている方をはじめとする国民の鉄道事業に対する信頼を裏切るものとして誠に不適切であるとして、遺憾の意を表明。

国鉄業第34号
平成21年9月28日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 佐々木 隆之 殿

国土交通大臣
前原 誠司



福知山線列車脱線事故調査に係る情報漏えい等についての
働きかけに関する報告の徴収について（命令書）

平成17年4月25日に発生した福知山線列車脱線事故にかかる事故調査の過程において、西日本旅客鉄道株式会社の役職員が航空・鉄道事故調査委員会（当時）委員と接触し、情報漏えい等についての働きかけを行っていたという事実が発覚した。

このような行為は、鉄道事業に対する国民の信頼を裏切るものとして言語道断であり、徹底的に実態調査を行って事実を究明し、その結果を明らかにするとともに、再発防止策等の改善措置を講ずる必要がある。

このため、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第55条第1項の規定に基づき、下記について早急に文書により報告することを命ずる。

記

1. 航空・鉄道事故調査委員会（当時）及び運輸安全委員会の委員及び同事務局職員に対する情報漏えい等についての働きかけの状況（日時、場所、接触した者の氏名、相手方の氏名、働きかけの目的及び内容等）に関する実態調査の結果
2. 1. の調査の結果を踏まえた再発防止策等の改善措置

事故調査委員会情報漏えい問題に関するJR西日本の対応の状況

平成21年10月9日現在

1. 社内調査への着手

9月28日の国土交通大臣からの命令を受けて、社内調査の体制を整え、30日より社長直属のチームによる事実関係の調査を開始。

具体的には、内部通報窓口(ホットライン)への情報提供の呼びかけのほか、10月5日より面接、社内アンケート等により、広く社員からの情報を収集中。

2. コンプライアンス特別委員会の設置

社外有識者からなる「コンプライアンス特別委員会」を10月2日に発足。委員は3名。本問題にかかわる事実関係を調査し、再発防止などを含め、広くコンプライアンスについて検討していく。

(委員長) 高 巖 氏 (麗澤大学教授)

(委員) 佐伯 照道 氏 (北浜法律事務所弁護士)

鳥越 健治 氏 (関西大学法科大学院教授)

3. ご被害者へのお詫びと説明

9月28日から佐々木社長及び山崎取締役名のそれぞれの文書のお渡しによるお詫びを実施した。また、佐々木社長以下役員により、個別のご訪問等によりお詫びと説明を実施中。

併せて、10月17日(土)と18日(日)に佐々木社長、山崎取締役、土屋副社長をはじめとした役員によるご被害者へのお詫びと説明の場としての「お詫びの会」を設定させていただくことをご被害者にご案内した。

3. 国土交通大臣会見及び運輸安全委員会会見（10月9日）

今回の件を踏まえ、運輸安全委員会において、福知山線列車脱線事故調査報告書に係る報告書全般の信頼性を検証の上、検証結果を踏まえて、必要な措置を講じることとする。

この検証等に当たっては、具体の検証の方法、テーマ等について、ご遺族・被害者、外部の有識者の指導を得て行うものとする。